

平成24年10月29日

渋谷区長 桑原敏武 殿

民主党渋谷区議団 幹事長 浜田 浩樹
副幹事長 治田 学
副幹事長 芦沢 一明
鈴木 建邦
吉田佳代子

平成25年度渋谷区予算編成に対する要望

渋谷区の平成25年度当初予算編成にあたり、私たち民主党渋谷区議団は、区民各界各層から寄せられた声を丁寧に集約し、下記の通り要望事項をまとめました。

多様化する区民ニーズに的確に応えるとともに、財政状況に対応し費用対効果に十分配慮した予算編成を行うように要望いたします。

記

【全体にかかわる項目】

1. 区民会館・区民施設・社会教育館・リフレッシュ氷川などの予約体制の統一を推進すること。
2. 委託を行っている区の事業、指定管理者を置く施設の運営については、適切な報告を受けるとともに、事業の費用対効果などを検証すること。特に法令順守、サービス水準の維持のため、専門家による労働条件審査の実施を検討すること。
3. 区内事業者と同様に区職員の勤務場所に防災備蓄を行うこと。

【企画部関係】

1. 新たに導入した実施事業についての評価制度をより充実させ、不要な事務事業の縮小、廃止を引き続き進めること。
2. 情報セキュリティの向上、データのバックアップについて、さらに取り組みを強化されたい。
3. 区のホームページについてはさらに使いやすく改善し、区ニュースの情報についてはRSSの活用、ツイッターなどのSNSへの連動など、幅広い層の区民に読みやすく迅速な更新を工夫されたい。また、各種説明会等の映像を終了後掲載するなど、区民の利便性向上に向けて取り組むこと。
4. 庁舎建て替えについては基金の積み増しなど区民負担軽減に努めながら検討を進

めること。

5. システム開発は他区と連携し、開発経費の縮減に努めること。

【総務部関係】

1. 職員数の減少が住民サービスの低下につながらないように配慮すること。
2. サービス公社の透明化及び事業改善を図ること。
3. 区の障がい者雇用を目標数値の3%により近づくように、職場の改善を含めた努力をすること。また外郭団体については法定率以上の障がい者雇用を進めること。
4. 職員の健康増進、特にメンタルヘルス対策については、当事者がひとりでかかえこまないよう、目配りできる体制にすること。
5. 職員の自転車通勤を促進すること。
6. 分煙ができていない区施設は速やかに喫煙室などを設け、分煙強化に努めること。
7. おむつ替えスペース、授乳室等の整っていない区施設は、速やかに整備するよう努めること。
8. 総合庁舎について来庁者への分かりやすい案内を行うこと。臨時にエレベータ横等への貼り紙を行わなくても済むようにディスプレイや案内板を工夫すること。
9. ネーミングライツや広告掲載等、財源確保策を講ずること。ネーミングライツについては公平性や公開性を確保するため手続きを明確化すること。
10. 特別区長会や一部事務組合などの情報をより区民に積極的に知らせるとともに、特別区競馬の健全な運営に努めること。
11. 非常勤職員・臨時職員の処遇改善に努めること。
12. 区発注の公共工事については、受注業者が労働関係法令を遵守するよう徹底すること。
13. 公契約条例について、対象工事金額の引き下げや委託業務、指定管理業務への拡大を行うため改正を検討すること及び制度の周知を充実すること。
14. 文書の電子化とオンラインでの公開に取り組むこと。保存期間を長期化すること。
15. 情報公開制度においては文書の開示決定までの所要日数を短縮すること。あらかじめ請求の多い文書についてはPDFで公開、閲覧できるようにすること。
16. 情報公開請求制度では電子メールでの情報開示を可能にし、庁内の事務負担を軽減すること。文書には公開を前提として個人情報の保護のための対策を作成時点に行うこと。
17. 私立幼稚園保護者入園料補助については、他区の状況も踏まえて引き上げを検討すること。

【危機管理対策部関係】

1. 国民保護に関する体制構築、特に必要な装備品の配備を進めること。
2. 帰宅困難者対策の検証を徹底的に行い、特に災害時の広報体制、情報共有のあり方など、必要な措置を講ずること。都と連携し帰宅困難者の受け入れ施設との協力体制強化、来街者への啓発の強化を行うこと。

3. 昼間人口に見合う備蓄水準の確保のため、条例に基づき事業者の備蓄状況を確認し、区も責任を持って整備に努めること。
4. 乳幼児向け、視覚・聴覚障がい者、オストメイト等災害弱者に配慮した備蓄の増強に努めること。
5. 消防団に学生・若年層が入団しやすくなるように、入団促進について大学や事業者と消防団の連携を促すこと。
6. 自主防災組織に若い方が参加しやすいように環境の整備を行うこと。
7. 自主防災組織へのスタンドパイプの配備を進めること。
8. 民間事業者とも連携し、AEDの設置状況の把握、マップ化に努めること。特に宿泊施設など観光・集客施設においては助成の検討も含めて、設置が進むよう努力するとともに設置が少ない地域については整備を検討すること。
9. 「分煙ルール」の徹底を図り、たばこ事業者との連携による分煙施設整備に努めること。特に駅周辺や公園、オフィス街での受動喫煙対策を強化すること。

【選挙管理委員会関係】

1. 投票所は、高齢者・障がい者に配慮し、表示など分かりやすくすること。
2. 若年層の投票率を高める工夫をすること。
3. 選挙制度・最高裁判所裁判官国民審査の情報を分かりやすく提供すること。
4. 選挙啓発事業については、事業として効果のあるものを選定すること。
5. ポスター掲示場を抜本的に再構築し、駅前等認知されやすい場所に掲示すること。
6. 投票済み証のデザインを見直し、啓発への活用を図ること。

【区民部関係】

1. 区民税・国民健康保険料の徴収率向上のため、口座振替による徴収に努めること。
2. 国民健康保険の安定的な運営を図るため、国保だよりを活用し、病気の予防に重点をおいたテーマを選定した広報の充実を図ること。健康推進部と連携し、予防的諸施策を充実させるよう努めること。さらに、一般会計繰入金削減に努めること。
3. 自動交付機の設置やコンビニでの証明書発行事業の推移をみて、区民ニーズの変化へ対応した出張所となるよう全区的な体制・機能見直しを行うこと。
4. 区民会館、出張所にコミュニティ団体用のパソコン、プリンター印刷機等のOA機器を配置し、利便の向上や団体のデジタルデバインド解消に努めること。
5. 全ての公共施設の公共無線LANの導入を検討すること。
6. 時代の流れとともに変化する中小企業事業者のニーズにあわせた相談窓口を検討すること。
7. 公共サイン、掲示板等の更新に努めること。また、町会掲示板については、町会の負担の軽減のため掲示依頼物の数量、内容や掲示期間についても考慮し、画びょうやビニールなどの資材の提供も含めて助成を充実すること。
8. 改正住民基本台帳法の施行により導入された外国人の住民票の写しを行政書士が職務上請求取得することが可能であるところ、行政書士が当該外国人に係る許

認可申請、相続手続き等の業務を行うに際し外国人の住民票の写しを職務上請求した時は、改正住民基本台帳法12条の3第8項の「相当と認めるとき」に該当するものとして、在留資格などの基礎証明事項以外も記載された外国人の住民票の写しを交付するように取り計らうこと。

【都市整備部関係】

1. 土地利用調整条例の策定を行うこと。
2. 緑化目標である緑被率21%を達成すること。そのために団体助成を復活させること。生態系に留意し、緑のネットワーク構築を図ること。
3. 木造住宅、旧耐震建築物の耐震化を進めること。
4. 地球温暖化防止対策を前進させること。特に、再生エネルギー・埋蔵エネルギーの利活用を図ること。
5. 区施設の屋上・壁面緑化を進めること。
6. 都市計画道路補助18号線の事業執行を早急に進めること。
7. 「リフォーム助成」については、事業の目的をさらに明確にし、子育て世帯と高齢者世帯にフォーカスした上で事業の継続を図ること。広報については事業者団体と連携すること。事業者の事務負担軽減を図ること。
8. 駅周辺地域の大型ビジョンの指導体制を強化すること。駅前だけでなく、繁華街に設置された大型ビジョンについても対策を進めること。
9. 各種マスタープランの達成度評価を適宜行い公表すること。
10. 区内の遊休不動産・空き店舗・空き住宅の実態を把握するために調査を行うこと。

【土木清掃部関係】

1. 駐車場の増設を中心に自転車・バイク対策の強化を図ること。
2. 駅周辺や避難道路のパーキングメーター撤去に向け関係機関への働きかけを強めること。
3. 厩道踏切と青山街道踏切の改善に向け、関係機関への働きかけを強めること。
4. 公園トイレ及び公衆トイレの施設改善及び清掃の強化を図ること。ネーミングライツを導入した場所については、区民だけでなくネーミングライツ実施企業の理解も得られるよう、十分な対応を行うこと。
5. 公園遊具の充実を図ること。公園の改修や新設の際には、周辺のみならず幅広い区民と意見交換を行い、区と利用者・利用者相互の合意が形成されるよう配慮すること。
6. プレーパークの拡大を図ること。プレーリーダー育成を図られるよう、委任単価等を見直すこと。
7. 電線類等の地中化を推進すること。
8. 地盤沈下対策を強化すること。中央高速新宿線工事が原因と思われる地盤沈下については、事業者と協力のうえ、主要な生活道路については早急に改善を図ること。その他の建築物による周囲の地盤沈下については、防止する仕組みを構築すると

- もに、被害者側に立った解決を図ること。
9. 自転車道の整備促進に取り組むこと。
 10. リサイクルセンターの増設、容器包装リサイクル法に基づく資源回収の強化など、リサイクル体制の拡充を図っていくこと。
 11. 使用済み小型家電の回収を行うこと。
 12. 資源ごみの持ちさり対策を強化すること。
 13. カラス対策の強化を図ること。
 14. 区道植栽事業の更なる整備を行うこと。
 15. バリアフリーの街づくりについて、弱者保護の観点から横断歩道整備などを検討すること。
 16. 雨水利用促進事業を一層推進すること。
 17. 学校周辺の安全な通学路を確保すること。
 18. 清掃事務所を環境行政として位置づけ、サービス向上のため、必要な人員・設備は十分確保するよう努めること。
 19. 繁華街におけるごみの排出適正化に引き続き取り組むこと。
 20. 事業系ごみの重量上限については柔軟に対応すること。

【教育委員会関係】

(学校教育について)

1. いじめや問題行動につながる学校裏サイト等の監視体制の強化に努めること。
2. 人権尊重教育、環境教育、国際理解教育については体験型学習を推進すること。
3. 税、社会保障、選挙、労働基準法及び著作権等に関する「法教育」を専門家の力を活用して、推進すること。
4. 障がい児の介助員は、継続的な雇用の保障と人員の確保に努めること。
5. 外国人生徒・児童の増加に対応するため、言語ボランティアを積極的に活用すること。さらに多言語の通訳の派遣、翻訳資料の配布など人的・物的措置を講じること。
6. 学校広報について、対面・紙面・ウェブサイトなどを包含した広報ガイドラインを策定すること。さらに、学校ウェブサイトの更新頻度を高めるなど、広く頻繁に学校情報を提供する体制を構築すること。
7. 図書室における図書購入予算の充実に努めること。また、司書の配置を順次行うこと。
8. 幼保一元化施設に関連して、区立幼稚園に対するニーズに応えること。
9. スクールカウンセラー派遣事業については、学校の要望などを聞き取り拡充に努めること。
10. 障がい児全般の学校現場での知識と理解を深めるため、教員の研修を行うこと
11. 教育施設の再編については、早い段階で保護者等関係者に周知し、理解を得て進めること
12. いじめ問題については、相談窓口の周知徹底と対応の強化を図ること。

(生涯学習・スポーツ振興等について)

1. 夏季学校施設開放の指導員確保は、区が責任を持って行うこと。
2. 松涛美術館については、年次計画をたて、適切な更新を行うこと。
3. スポーツセンターの設備の向上に向けて、プールの防犯体制の向上、トイレの更なるバリアフリー化、水道設備の老朽化への対応を行うこと。
4. 学校施設開放でも利用できるようなトイレ整備を計画的に行うこと。
5. 体育指導員に過度な負担がかからないよう、適正な人数を配置すること。
6. 各図書館の図書購入予算の充実に努めること。

【子ども家庭部関係】

1. 保育室への助成金を維持するとともに、認証保育所への移行について支援を図ること。移行にあたっては、事務処理の増大に対応したサポート体制を提供すること。
2. 区立保育園の0歳児、1歳児の定員のさらなる拡大を図ること。
3. 保育園入所時の年齢取り扱いは、申請時の満年齢で起算されるよう見直しを図ること。
4. 子ども110番の家の実効化を図るため、駆け込み訓練などのイベントを実行すること。
5. 各子育て支援センターの日曜開設を行い、父親向けのプログラムを積極的に取り入れること。
6. 通告・相談ガイドラインを作るなど、虐待の早期発見・対応力を充実させること。
7. 延長保育、病後時保育の拡大を図ること。又、派遣型病児保育の動向を調査し、子どもが病気になった際の保育のあり方を研究すること。
8. 子ども家庭支援センターは、専任の施設長を配置すること。
9. 一時保育の予約は、電話が通じにくいいため、インターネットで予約できるシステムを構築すること。
10. ひがし健康プラザの子育て広場は専任のスタッフを配置し、さらなる充実に努めること。

【福祉部関係】

(社会福祉について)

1. 成年後見支援センターの機能充実に努めるとともに、制度の周知について専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士）の関係団体と協力して充実に努めること。
2. 区として公衆浴場の確保に向けた政策を構築すること。

(高齢者福祉について)

1. 高齢者のショートステイ、グループホーム、デイサービスを地域密着型サービスとして創設された小規模多機能施設の整備とあわせて考慮すること。
2. 介護労働者の資格取得に関する支援や教育・研究の拡充を図るとともに、離職防止の

- ための処遇改善・福利厚生面の支援を進めること。
3. 介護者リフレッシュ事業の充実を図ること。
 4. 要介護認定の区分変更により軽度化した利用者が、症状の悪化につながらないようなサポートに努めること。
 5. デイサービスのプログラムの多様化に向けて事業者への支援に努めること。
 6. 食事券事業の協力店は地域によって偏りのないよう、拡充に努めること。

(障がい者福祉について)

1. 既存の施設サービスを利用できない重度の知的障がい者（児）のための生活介護施設を整備すること。
2. 身体障がい者、知的障がい者用グループホーム・ケアホームの整備に努めること。
3. 大人でもおむつ交換が可能な大きさの多機能トイレの設置を進めること。
4. 身体障がい者・失語症・中途障がい者のための機能回復訓練のための施策を講じること。
5. 障がい者の在宅サービス（ホームヘルプなど）のさらなる充実に努めること。
6. 移動支援事業については利用可能時間を拡大するとともに通学・通所などにも利用できるよう充実すること。
7. 心身障がい者に対する補装具の給付、住宅改造資金の支給を強化すること。
8. 中学校卒業後の活動支援の強化を図ること。
9. 送迎体制など緊急一時保護事業の強化を図ること。
10. 聴覚障がい者に対応した火災報知器を配布すること。
11. 聴覚障がい者に対する手話のできるホームヘルパーの育成に努めること。
12. 聴覚障がい者へのコミュニケーション支援事業は利用者負担無料を継続すること。
13. 区や関連団体からの障がい者作業所への製品の共同開発、共同受注、共同販売等の支援を図ること。また、区役所・区施設での障がい者インターンシップを実施すること。
14. 区の障がい者雇用を促進するとともに、就労対策の強化を図ること。
15. 障がい当事者や介護者の視点を活かし、バリアフリーの街づくりを推進すること。
16. リフト付きタクシー・ケアタクシーについては、区内の個人事業者でも参入できるようにすること。
17. 福祉作業所が法のもと、安定した経営ができるように努めること。
18. はあとぴあ原宿の事業委託についてはサービスがさらに充実し、希望する利用者は区が責任を持って受け入れられるよう体制を強化すること。
19. 特別支援学校児童の放課後クラブ支援員については十分な態勢確保に努めること。
20. 心身障がい者福祉に関する教育・研究の拡充を図ること。
21. やさしいまちづくり助成制度の対象拡大を図ること。
22. 震災発生時の障がい者の安全確保のため、障がい者に必要な備蓄品や情報インフラ整備について支援に努めること。
23. 地域自立支援協議会の早期設置を図ること。

24. 重度重複障がい者のための医療的ケアが可能な通所施設の設置に努めること。
25. 障がい児と家族への日中一時支援など放課後の支援策を充実させること。
26. 聴覚障がい者のために災害時活用バンドナの配布及び区内病院へのSOSカードブックの設置を図りたい。
27. 視覚障がい者のために災害発生時の避難誘導支援の防災ジャケットの導入を検討されたい。
28. 視覚障がい者の病院内同行援護（ガイドヘルプ）を自宅から病院への支援だけでなく、治療時間を含め、帰宅するまでの支援に拡充されたい。

【健康推進部】

（地域保健について）

1. 5歳児検診の導入を検討し、発達障がいの早期発見に努めること。
2. がん一時検診率の向上のため、クーポン券利用可能医療機関の拡充を図ること。

（精神保健について）

1. 精神障がい者施設の充実を図ること。（グループホーム・ホームヘルプサービス・ショートステイなど）
2. 精神障がい者対策の充実を図ること。（作業所運営費補助基準の柔軟な対応を含む交通費・家族活動への支援・相談業務・事務手続きの一本化など）
3. 区や関連団体からの障がい者作業所への製品の共同開発、共同受注、共同販売等の支援を図ること。また、区役所・区施設での障がい者インターンシップを実施すること。
4. 施設における災害時安全確保及び避難誘導體制の強化、また備蓄品整備の拡充を図ること。

（予防接種について）

1. 麻疹・風疹予防接種の接種率95%達成に向けて体制強化に努めること。
2. B型肝炎ワクチンの接種費用助成を検討すること。

（生活衛生について）

1. 区内の動物の現状の把握に努め、糞害・騒音等の被害軽減に努めること。
2. ペットの飼い主に対してマナーの向上のための広報を強化すること。
3. 区内のインターネットカフェなどのシャワールームなど新しい事業分野の衛生監視に取り組むこと。
4. 区内の旅館・ホテルを装った店舗型性風俗特殊営業について実態把握に努めるとともに、関係機関との連携を図ること。
5. 放射能汚染に対する区民の不安に応える取り組みを進めるため、専管組織を設置すること。

以上